

愛知県入札監視委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、県が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）について、その適正な執行を図るために開催する愛知県入札監視委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公共工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について知事又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業の管理者（以下「知事等」という。）から報告を受けること。
- (2) 公共工事のうちから委員会が抽出したものに關し、入札参加資格の設定理由、指名競争入札に係る指名の理由等についての検討を行い、知事等に対して意見の提言等を行うこと。
- (3) 公共工事（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる工事を除く。）に係る入札・契約手続に関する再苦情について検討を行い、知事等に対して検討結果を報告すること。
- (4) 公共工事に関する談合情報等について、検証及び調査等（以下「検証等」という。）を行い、知事等に対して検証等の結果を報告すること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、建設工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に、委員長及び委員長代理を置き、委員の互選により定める。
- 7 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、3か月に1回開催する。
- 3 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必

要に応じ開催する。

4 第2条第4号の事務に係る会議（以下「談合情報検証会議」という。）は、必要に応じ開催する。

5 会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開とする。

（1） 愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査検討等を行う場合

（2） 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（抽出の委任）

第5条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 前項の委任を受けた委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

（意見の提言等）

第6条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めるときは、知事等に対して意見の提言等を行うことができる。

（再苦情処理）

第7条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、知事等から、再苦情についての検討の依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、検討を行う。

2 委員会は、前項の検討を終えたときは、その結果を知事等に報告しなければならない。

3 前項の報告は、再苦情処理の申立てがあった日の翌日から起算して50日（日数の計算は暦日による。）以内に行わなければならない。

（談合情報検証等）

第8条 委員会は、第2条第4号の事務に関し、知事等から、談合情報等についての検証等の依頼があったときは、談合情報検証会議を開催し、検証等を行う。

2 委員は検証等の一環として、知事等が行う事情聴取に、原則として同席するものとする。なお、事情聴取へ同席する委員は委員長が指名するものとする。

3 委員会は、第1項の検証等を終えたときは、その結果を知事等に報告しなければならない。

（委員の除斥）

第9条 委員は、第2条第2号、第3号及び第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（委員の服務）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、建設局土木部建設企画課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

2 改正後の愛知県入札監視委員会設置要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成13年4月1日以降に発注する建設工事から適用する。ただし、再苦情の処理に係る新要綱の規定は、別に定める日以後に申立てのあった再苦情について適用し、同日前に申立てのあった再苦情については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。ただし、会議の公開に係る規定については、同年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。